

災害時における飲料供給の協力に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）とサントリーフーズ株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における飲料供給の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の応急対策活動を円滑に実施するため、甲から乙に対して行う飲料供給の協力要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

（飲料供給の要請）

第2条 災害時において甲が飲料を必要とするとき、甲は乙に対し、乙の調達・製造が可能な範囲内で飲料の供給を要請することができる。

（飲料の供給）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、通常業務に優先して飲料の供給に努めるものとする。

（飲料の範囲）

第4条 甲が乙に要請する飲料の範囲は、次のとおりとする。

- （1）ミネラルウォーター
- （2）その他飲料

（飲料供給の要請手続等）

第5条 甲の乙に対する要請手続きは、別紙様式1の文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭または電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障を来さないよう常に点検改善に努めるものとする。

（飲料の引渡し）

第6条 飲料の受渡しは原則として甲が指定する場所とする。但し、乙又は乙の指定する者の運搬が困難な場合は、甲は乙と協議の上、指定する場所を変更するものとする。

2 飲料の引渡しの際は、引渡し場所に甲の職員又は、甲の指定する者が飲料の確認を行い受領するものとする。

3 乙は、飲料の引渡し後、甲に対し別紙様式2の文書をもって報告するものとする。

（対価及び費用）

第7条 第3条の規定により乙が供給した商品の対価および乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、乙が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準とし、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(情報の収集・提供)

第8条 甲は災害時において、県民に対し飲料の配布場所等の情報伝達に努め、乙はこれに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において、被災地や被災者の状況等について情報交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ連絡責任者を置き、甲にあつては山形県総務部危機管理室総合防災課長の職にあるものを、乙にあつては東北支社企画部企画課長の職にある者を当該責任者とする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年11月29日

甲 山形県山形市松波二丁目8-1

山形県知事 齋藤 弘

乙 東京都港区台場二丁目3番3号

サントリーフーズ株式会社
代表取締役社長 引田 耕治

